

## 事業名：若者支援事業（若者相談・若者フリースペース）

| 質問内容                                                                                                                  | 回答内容                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中野区としての若者支援の目的は。思春期と青年期、障害の有無や引きこもり等の状況によって支援の目的は異なってくるのでは。中野区の中で支援を必要としている方はこういったセグメントが多いのかを踏まえて教えていただきたい。           | 区の若者施策は13歳～39歳を対象としているが、若者相談・若者フリースペースについては、15歳までは学校で手厚い支援が受けられるため、義務教育終了後から39歳までを対象としている。                                                            |
| 区としては支援を必要としている若者がどのような状況になることを目標、理想としているか。子ども家庭庁の大綱を見ても、若者を支援すること自体が目的になっているように感じる。社会参加、より厳密には最終的に労働参加に繋げることが目的か。    | アンケートや調査等の結果から、人とのつながりが薄く、孤独・孤立を感じている若者は、区内に2万4千人ほどいると思われる。そういった方々への支援を行っていきたいと考えている。                                                                 |
| 若者相談及び若者フリースペース事業により、若者の社会参加や労働参加にどのように接続する仕組みになっているのか。本事業における課題解決に当てはまるものはこういった類型が多いのか。                              | 課題解決、課題整理、環境調整、他機関紹介の類型のうち、多いのは課題整理。その次が他機関紹介となっている。                                                                                                  |
| 支援が必要な若者はなぜ発生しているのか。発達障害等の先天的なものを除く発生要因は何か。学校生活に起因するのか、家庭環境に起因するのか等。                                                  | 詳しい分析は行っていないが、若者相談員のケースワークの中では、幼少期の家庭環境や義務教育課程でのいじめの経験等に起因しているケースが確認されている。                                                                            |
| 若者相談は区職員による直営、若者フリースペースは令和4年度から外部委託を行っているという認識で良いか。また、外部委託に切り替えた理由は何か。                                                | 若者フリースペースは令和4年度から外部に委託している。若者フリースペースは事業開始当時は区職員が週1回と限られた時間で対応していたが、より多い時間かつより高い専門性で対応する必要があると考えたため外部委託に切り替えた。                                         |
| 若者相談は区職員直営で続けている理由は何か。                                                                                                | 事業開始当時から専門性を有する2名体制で行っている。事業の実施場所である子ども・若者支援センター内には、児童相談所や教育相談室等の区直営の相談機関が存在し、それらの機関と連携をしていくため直営を継続している。                                              |
| 若者相談の延べ相談件数は約1,800件、相談員の勤務が月16日であることを踏まえると、大体1日で10件弱の受付状況であると思われる。このような体制の中、新規の相談件数は88件とのことだが、リソース不足により取りこぼしは生じていないか。 | 2名の相談員で対応しきれない際は、所管課の他職員が受け付け、後ほど相談員から折り返しの対応を行っている。                                                                                                  |
| 若者フリースペースの出張居場所の実施場所として新井及び鷺宮区民活動センターを選んだ理由は。                                                                         | 若者フリースペースの拠点である子ども・若者支援センターが中野坂上にあり、利用者が南部に偏っている。委託事業者との協議や利用者の状況を踏まえ、子ども・若者支援センターにアクセスしやすい地域を選定している。                                                 |
| 若者相談の新規相談件数及び若者フリースペースの延べ利用者数の伸びが鈍化している、令和6年度の計画値を下回っているとのことだが、これは良いことなのか悪いことなのかどちらか。                                 | 計画値は令和4年度と令和5年度の実績の伸びを考慮して設定したものの、潜在的なニーズを踏まえた本当に相談を必要としている方の数の把握は難しい。                                                                                |
| 潜在的なニーズは増えているのか、減っているのか。                                                                                              | アンケートや調査等に基づき、中野区内の若者のうち2万4千人ほどが孤独や孤立を感じているといった課題を抱えていると思われる。本当に必要な数の把握は難しいところであるが、潜在的なニーズはまだあることをベースに、これまでの支援実績や国の動向、アンケート等を分析し、広報や相談方法の拡充を検討していきたい。 |
| 電話・面談以外の方法での実施を行う上での課題はあるか。                                                                                           | 若者相談員の勤務時間は8時30分～17時15分までであり、勤務時間の縛りはある。こういった受付状況では、日中は学校や仕事があるため相談できない方がいると思われるため、今後は他自治体を参考に夜間や休日対応の実施を検討していきたい。                                    |
| 若者相談を利用さえすれば満足度は高い。事業によりアクセスしてもらったため、最初はメールで相談を開始し、必要に応じて面談を行うといったハイブリット型を導入しても良いのではないか。                              | 夜間や休日においても相談をひとまず受け止め、メール等で相談を始める、子ども・若者支援センター以外の区有施設へのアウトリーチ等の対応も検討していきたい。                                                                           |
| 支援を必要とする若者の想定値が2万4千人というのは、ショッキングな数値である。アンケートの回答に基づくものか。                                                               | アンケートで孤独を感じる頻度が「とてもあった」「しばしばあった」等と回答された割合を中野区の若者人口と掛け合わせて算出したものである。                                                                                   |
| これらの事業の利用が長期で終わる方、短期で終わる方の傾向はあるか。                                                                                     | 相談が1回で終わる方、3年間継続される方等さまざま、細かな分析はできていないが、相談の主訴として、心身の不調や親族との関係悪化、将来への不安等がある。これらの要素が複合的に合わさっているケースが多い印象。                                                |
| 会計年度任用職員である若者相談員の処遇は令和4年度よりもしっかりと金額になっている印象。この金額は一般的な算式によるものなのか、専門性に見合った金額として支払っているものなのか。                             | 後者である。                                                                                                                                                |